

## 介護保険料を年金から天引き開始する時期が変わります

65歳を迎えたかたや大館市に転入されたかたの場合、介護保険料を年金から天引きする「特別徴収」がすぐには開始されません。従来開始時期は10月からでしたが、新年度からは4月・6月・8月・10月の各月から開始できるようになりました。

これにより、年金を受け取りはじめてから、おおむね6カ月後には介護保険料の天引きが開始されることとなります。

事前に「特別徴収開始のお知らせ」をお送りします

年金からの天引きを開始するときは、事前に市から「特別徴収開始のお知らせ」をお送りします。

4月から「年金からの天引き」が始まるかたには、3月1日にお知らせをお送りしています。このお知らせは介護保険料額(年額)の決定通知ではありません。

介護保険料額決定通知書・納付通知書 介護保険料を年金から天引きするかたへの「介護保険料額決定通知」や、天引き以外のかたの「納付通知書」は、7月中旬に送付します。これまで口座振替で介護保険料を納めていたかたが、年金からの天引きに切り替わった場合、口座振替は自動的に停止します。手続きは不要です。

問 長寿支援課(内線402)

# 春の火災予防運動が行われます

4月1日(日)~7日(土)

問 消防本部 ☎43 4152

4月は、まだ気温が低く暖房器具を使用することが多いため、ちょっとした不注意から火災が発生しやすくなります。火を使うときは、完全に消えるまで目を離さないよう十分注意するなど、一人ひとりが火災予防を心掛け、実践しましょう。

## 住宅火災 命を守る

7つのポイント

### 習慣①



寝たばこは絶対にしない

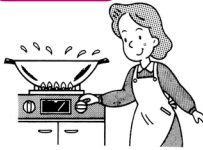


### 習慣②



ストーブは燃えやすいものから離れた場所で使う

### 習慣③



ガスコンロから離れるときは必ず火を消す

### 対策①



住宅用火災警報器を設置する

### 対策②



住宅用消火器を設置する

### 対策③



寝具や衣類などは防災製品を使用する

### 対策④



お年寄りなどを守るため、隣近所の協力体制を作る

## 県から市へ

## 権限移譲が行われます

問 企画振興課(内線268)

県から市への「権限移譲」とは、これまで県が行ってきた仕事の一部を市に移す取り組みです。地域のことや普段の生活に密着したことは、住民の声が直接届き、地域の事情に詳しい市が事務を担うことで、より良い行政サービスを提供できると考えるためです。

4月から、新たに26の事務を市で行います。

### 【4月から市の各担当窓口で手続きできる主な事務】

事務の内容	担当課
砂利採取法にかかる砂利の採取計画の認可	生活環境課
母子保健法にかかる低体重児の届け出受理、未熟児の保護者に対する訪問指導	保健センター
映画館等の興行場、旅館業、公衆浴場、クリーニング業、理容業、美容業の経営や開設の許可、立ち入り検査	保健センター
大規模小売店舗立地法にかかる店舗面積1000㎡以上の小売店舗の新設や変更の届出受理等	商工課
工場立地法にかかる敷地面積9000㎡以上または延床面積3000㎡以上の工場・事業所(製造業、電気・ガス・熱供給業)の新設や変更の届出受理等	商工課
農協等が行う土地改良事業の許可	農林課
地滑り防止区域内等における行為の許可	土木課
都市計画区域内における、開発行為の許可、土地の譲渡等に係る届出受理等	都市計画課